

長ス協第 99 号  
令和 2 年 10 月 30 日

競技団体代表者 様  
地区スポーツ協会代表者 様  
小・中・高・大学体育連盟代表者 様  
総合型地域スポーツクラブ代表者 様  
スポーツ少年団単位団代表者 様

(公財) 長岡市スポーツ協会  
会 長 市 村 輝 男

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る今後のスポーツ活動について (依頼)  
(令和 2 年 10 月 30 日時点)

別紙のとおり、長岡市から通知がありました。

つきましては、市の対応を踏まえ、下記のとおり適切に対応をお願いします。

併せて、貴団体内に周知いただき、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 記

### 1 小・中学生を対象とした活動について

別添、長岡市通知文書に準ずることとしますので、適切に対応くださるようお願いいたします。(「県内及び県外において、宿泊を伴う活動(合宿、遠征、大会参加等)を行うことができる。宿泊を伴う活動等を実施する際は、遠征先における直近の感染状況を確認し、慎重に判断し、必要に応じて計画の中止・変更を検討すること。感染防止対策の徹底について、健康観察や健康管理の取り組みを継続し、検温、こまめな手洗い、咳エチケットなど感染予防に努めること。」等)

### 2 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後も状況に応じて方針を変更することがあります。

(公財) 長岡市スポーツ協会 室賀 TEL 0258-34-2130

事 務 連 絡  
令和2年10月30日

公益財団法人  
長岡市スポーツ協会会長 様

長岡市スポーツ振興課長

今後のスポーツ活動の実施について

日ごろから、長岡市のスポーツ振興に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市において新型コロナウイルス感染症に係る今後の部活動の実施について、長岡市立中学校へ運用が示されたところです。

については、貴協会が実施する事業及び主管する競技団体等の事業においても別紙「今後の部活動の実施について」に基づき、スポーツ活動における取組や日程調整等、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関しては日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の取組みにつて、引き続き徹底を図るようお願いいたします。



担 当：スポーツ振興係 小野塚  
内 線：9213

## 今後の部活動の実施について

(令和2年10月30日付 教学教内第507号 今後の部活動の実施について(通知)から抜粋)

- 1 宿泊を伴う活動(合宿、遠征、大会参加等)について  
県内及び県外において、宿泊を伴う活動(合宿、遠征、大会参加等)を行うことができる。
- 2 宿泊を伴う活動等を実施する際の留意事項について
  - (1) 遠征先における直近の感染状況を確認し、慎重に判断し、必要に応じて計画の中止・変更を検討すること。
  - (2) 無理のない行程で計画すること。
  - (3) 遠征は、心身の負担が大きいことから、遠征後は適切に休養日を設定すること。
  - (4) 部活動顧問は、緊急時対応等を含む活動計画書を校長に提出し、校長の許可を得ること。
  - (5) 活動への参加にあたっては、生徒及び保護者の意向を尊重すること。
  - (6) 活動に参加した生徒は、活動後2週間程度、検温等の健康観察を特に丁寧に行うこと。
  - (7) 参加者に感染が疑われる状況が生じた際は、直ちに校長に報告し、活動を中止すること。
  - (8) 宿泊はシングルルーム対応を原則とするが、確保できない場合はその限りでない。ただし、事前に感染防止対策について宿舍と十分に打ち合わせを行うなど、感染防止に努めること。
  - (9) 夜間の外出は控えること。
- 3 感染防止対策の徹底について
  - (1) 健康観察や健康管理の取組を継続し、感染予防に努めること。(検温、こまめな手洗い、咳エチケットなど)
  - (2) 生徒や顧問のマスク着用については、地域の感染状況により、身体的距離や活動に応じて対応すること。(感染拡大地域でない場合、身体的距離が1メートル取れている場合は、マスクは不要である。運動部のマスク着用は、体育の授業の取扱いに準ずる。)
  - (3) 密閉空間・密集場所・密接場所を避けて活動すること。屋内で多数の生徒が集まり、呼吸が激しくなる運動や大声を出す活動の見直し及び部室や更衣室の三密を避ける工夫をすること。
  - (4) 発熱等の風邪の症状がある生徒、部活動顧問等は活動に参加しないこと。
  - (5) 活動場所や更衣室については、使用後に換気と清掃を行い、環境衛生を良好に保つとともに、部活動後の手洗いを徹底すること。
- 4 その他
  - (1) 上記の活動を行うにあたっては、活動の必要性や場所、時間、内容、感染予防対策、生徒の疲労の度合い等を十分検討したうえで実施すること。
  - (2) 校長は、本通知内容を保護者会代表者や自校の生徒が関係する社会体育代表者等にも周知し、感染予防に十分配慮した活動となるよう依頼すること。